



お知らせ
20歳になったら国民年金
 問 伊奈庁舎国保年金課 (内線4402)

新成人のみなさんへ

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなを支えようという考えで作られた仕組みです。国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になった方には、日本年金機構から国民年金(第1号被保険者)に加入したことのお知らせが送付されます。

※20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、土浦年金事務所までご連絡ください。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります!

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません!

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者)や「子」が受け取れます。

学生納付特例制度と納付猶予制度

◎学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料



手続き・申請

未熟児養育医療費を給付します

問 伊奈庁舎国保年金課 (内線4402)

未熟児養育医療とは、出生時の体重が2000g以下または身体の発達が未熟のまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療

の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◎納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。※保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例、納付猶予制度のほか、免除制度があります。

【問い合わせ】

土浦年金事務所 ☎029・825・1170



手続き・申請

飼い犬の狂犬病予防注射が未接種の方へ

問 谷和原庁舎生活環境課 (内線3301)

狂犬病予防法により年1回の飼い犬への狂犬病予防注射が義務付けられています。今年度、未だ予防注射を接種していない飼い犬については、お近くの動物病院で接種をお願いします。また、予防注射は接種するだけでなく、接種情報を市に登録する必要があります。

▼市内動物病院で接種した場合
 予防注射を受けると同時に、動物病院で登録することができます。ただし、市内動物病院でも一部で登録できないところがあります。
 ▼市外の動物病院などで接種した場合
 動物病院で発行される「狂犬病予防注射済証」を持って、谷和原庁舎の生活環境課へご来庁ください。



事務の点検および評価報告書を公表します

問 教育委員会学校総務課 (内線7103)

市教育委員会事務の点検および評価に係る意見聴取会を実施しました。

教育委員会では、毎年、2人の事務点検評価委員から対象事業の事務点検評価結果について意見をいただいております。今年度は、事務点検評価委員が選定した事業(学校総務課2事業、教育指導課4事業、生涯学習課4事業の計10事業)について意見をいただきました。

報告書については議会への提出および報告も行っており、次年度以降の事業に反映させ、より良い教育行政の充実を図っていきます。

詳しい内容は、市ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

報告書はこちらから確認いただけます。

